

ID: 3072

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	土地の形質の変更等の許可(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	都市計画法 第65条第1項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第1項の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日